

=====公布された規則のあらまし=====

◇みつばちについての腐蛆病^そ予防に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

蜜蜂の腐蛆病^そ検査に関する責任の所在を明確にするため、証明書の発行事務について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 蜜蜂の腐蛆病^そ検査に関する証明書の発行者を家畜保健衛生所長（現行 家畜防疫員）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。